

新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する都道府県担当課長会議資料

新型インフルエンザ等対策特別措置法 について

～的確な危機管理のために～

平成24年6月26日
内閣官房新型インフルエンザ等対策室

新型インフルエンザ等対策特別措置法制定の背景について

- 東南アジアなどを中心に、家禽類の間でH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生しており、このウイルスが家禽類からヒトに感染し、死亡する例が報告。
- このような高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスがヒトからヒトへ効率よく感染する能力を獲得し、病原性の高い新型インフルエンザが発生することが懸念。

- 平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の経験を踏まえ、
 - ・平成23年9月20日に、政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」を改定
 - ・新型インフルエンザ対策の実効性を確保するため、各種対策の法的根拠の明確化など法的整備の必要性



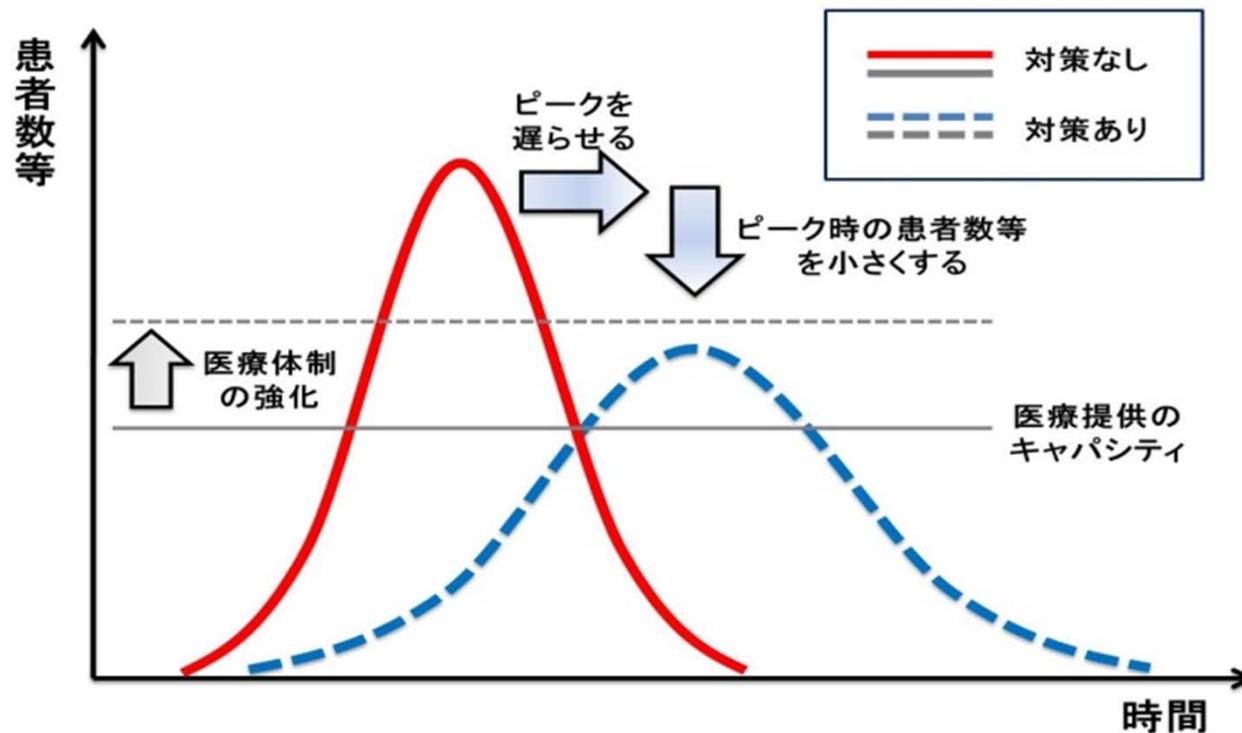
- 政府行動計画の実効性をさらに高め、新型インフルエンザ発生時に、その脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を制定。

新型インフルエンザ等対策の基本方針

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
2. 社会・経済を破綻に至らせない。

⇒迅速な対策のための明確な体制を構築する。

<対策の効果 概念図>



新型インフルエンザ等対策特別措置法について

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画等の作成

① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及

② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成

(2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとすること

(3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置

(4) 発生時における特定接種(登録事業者(※)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施

※医療提供業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより
厚生労働大臣の登録を受けているもの

(5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る)が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)

② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)

③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)

④ 緊急物資の運送の要請・指示

⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用

⑥ 埋葬・火葬の特例

⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)

⑧ 行政上の申請期限の延長等

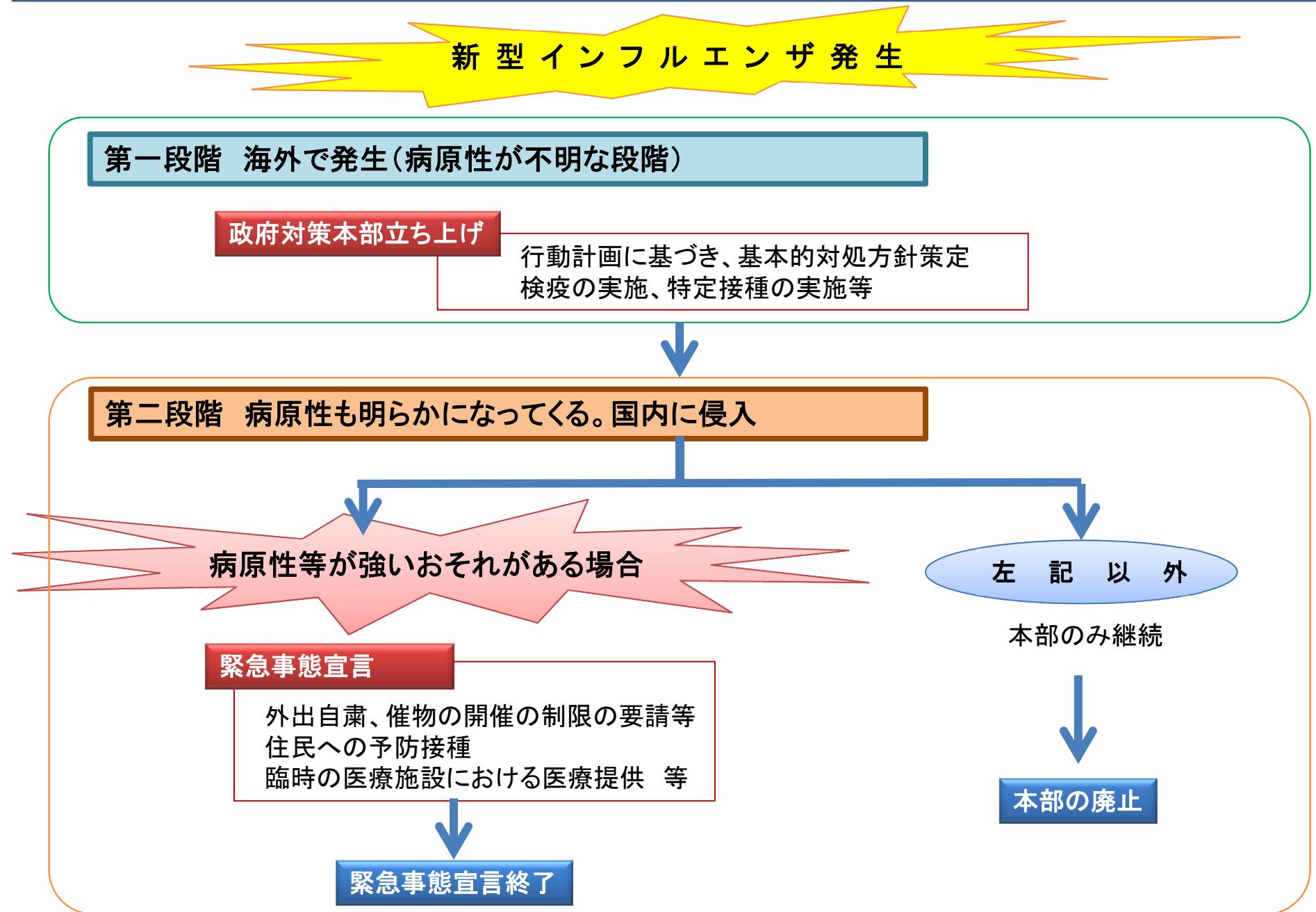
⑨ 政府関係金融機関等による融資

等



○ 施行期日: 公布の日(平成24年5月11日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

新型インフルエンザ等対策特別措置法が想定している一般的経過例



新型インフルエンザ等発生時の流れと主な措置について

厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表

※ WHOがフェーズ4を宣言

政府対策本部の設置

- 基本的対処方針の作成
- 特定接種(登録事業者(医療関係者、社会機能維持事業者)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
- 海外発生時の水際対策の的確な実施
- 現地対策本部の設置(必要に応じて)

都道府県対策本部の設置

- 特定接種の実施への協力
- 医師等への医療従事の要請・指示等

<市町村>

【任意に対策本部設置可】

※法律に基づく対策本部ではない

- 特定接種の実施への協力

新型インフルエンザ等緊急事態宣言(国)

<国>

- まん延の防止に関する措置
 - ・住民に対する予防接種の実施指示
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・特定物資の売渡しの要請・収用

<都道府県>

- まん延の防止に関する措置
 - ・学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示
- 予防接種の実施への協力
- 医療等の提供体制の確保に関する措置
 - ・病院や、医薬品販売業者等である指定(地方)公共機関における診療、薬品等の販売
 - ・臨時の医療施設の開設、土地等の使用
- 国民生活及び国民経渔の安定に関する措置
 - ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・特定物資の売渡しの要請・収用
- 緊急時の埋葬・火葬

市町村対策本部の設置

- 予防接種の実施
 - ・住民に対する予防接種

国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により当該疾病が新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨が公表された場合、本部廃止

緊急事態宣言が解除された場合、
本部廃止

責務等について 【法第3～5条】

国の責務

- 新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ及び新感染症。以下同じ)が発生したときは、自ら対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備すること。
- 新型インフルエンザ等及びワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めること。
- 世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国等との国際的な連携を確保するとともに、調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めること。

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進すること。

指定(地方)公共機関の責務

- 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について、対策を実施すること。

事業者及び国民の責務

- 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、対策に協力するよう努めなければならないこと。
- 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
- 特定接種の対象となる登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならないこと。

基本的人権の尊重

- 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

指定(地方)公共機関について ①

行政機関だけでは新型インフルエンザ等対策の的確な実施は困難



指定(地方)公共機関による協力が必要

指定公共機関・指定地方公共機関とは

○ 指定公共機関 (法第2条第6号)

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの

○ 指定地方公共機関 (法第2条第7号)

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定 (※) するもの

※ 指定の形式は特に問わず、必ずしも条例や規則による必要はないが、災害対策基本法や国民保護法における指定手続との均衡も踏まえ、適正と認められる手続により行っていただきたい。

また、指定に当たっては、法人に対し、指定地方公共機関の責務や業務計画の作成等についての十分な説明を行い、当該法人の意見にも適切に配慮し、その役割についての理解を十分に得ていただくようお願いしたい。

○ 責務 (法第3条第5項、6項)

- ・新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について対策を実施する責務を有する。
- ・国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たり、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

指定(地方)公共機関について ②

○ 業務、義務等

【共通事項】

- ①業務計画の作成及び国（都道府県）への報告、関係地方公共団体への通知、要旨の公表
(法第9条)
- ②業務に係る対策の実施に必要な物資・資材の備蓄・整備・点検、施設・設備の整備・点検
(法第10条)
- ③政府対策本部長による総合調整、指示（指定公共機関のみ）
(法第20条第1項、法第33条第1項)
都道府県対策本部長による総合調整、指示
(法第24条第1項、法第33条第2項)
※「総合調整」とは、指定（地方）公共機関の新型インフルエンザ等対策に関する業務が、その目的、手段、手続等の見地から相互に調和して行われるように、助言、要請、勧告等により調整を行うもの。「指示」とは、方針、基準、手續等を示して一定の行為を実施させるものであり、「総合調整」に基づく所要の措置が実施されない場合で特に必要があるときに行う。
- ④国（都道府県）に対し、労務、施設、設備、物資の確保について応援を求めることができる
(法第27条)

【個別事項】

- ①独立行政法人：都道府県、市町村から職員の派遣要請があったときは、職員を派遣
(法第43条)
- ②以下の事業者は新型インフルエンザ等緊急事態において業務の適切な実施のため必要な措置
・医療機関・医薬品等製造販売業者等：医療又は医薬品若しくは医療機器の製造若しくは販売の確保
(法第47条)
※医薬品等販売業者は、国（都道府県）の要請・指示に応じ医薬品・医療機器の配達
(法第54条第2項、3項)
・電気・ガス・水道事業者等：電気・ガス・水の安定的かつ適切な供給
(法第52条)
・運送事業者：旅客及び貨物の運送
(法第53条第1項)
※国（都道府県）の要請・指示に応じ緊急物資の運送
(法第54条第1項、3項)
・電気通信事業者：通信の確保、緊急事態措置の実施に必要な通信の優先的取扱
(法第53条第2項)
・郵便・一般信書便事業者：郵便及び信書便の確保
(法第53条第3項)

指定(地方)公共機関について ③

指定公共機関・指定地方公共機関の指定に当たっての留意事項

新型インフルエンザ等の発生時に、その業務を通じて一定の公益的役割を果たしていただくという制度の趣旨を踏まえ、①その法人が行う業務の公益性、②国や都道府県が実施する新型インフルエンザ等対策において当該法人が担う業務が継続的・安定的に行われることの重要性などを総合的に勘案して、指定(地方)公共機関の選定を行うことが必要である。

指定地方公共機関の指定に当たっての留意事項については、今後、検討会議（仮称）における議論も踏まえ、施行日までに通知する予定であるが、現時点での考えは以下のとおり。

○ 指定公共機関との関係

- ・指定公共機関として指定を受けた法人を指定地方公共機関として指定することはできない。

○ 事業者団体を指定することについて

- ・その事業者団体が担う業務・役割に応じ、事業者団体を指定することも可能である。

○ 放送事業者について

- ・指定公共機関については、現時点では、放送対象地域の広域性等にかんがみ、日本放送協会を指定することを考えており、民間放送事業者を指定することは考えていない。
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法案の国会審議の際、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会において、「放送事業者である指定公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策については、放送の自律を保障することにより、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行うこと」との附帯決議が付されている。新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、放送事業者に対する報道の規制などが行われることのないよう留意されたい。

○ 指定に向けての事務について

- ・指定地方公共機関の指定に係る具体的な考え方については、追って示す予定であるので、それを踏まえ、指定地方公共機関の事務を進めていただくようお願いしたい。

(参考) 災害対策基本法における指定公共機関の例

業種	事業者名	業種	事業者名
医療	日本赤十字社	道路管理	東日本高速道路株式会社
電気	北海道電力株式会社		首都高速道路株式会社
	東北電力株式会社		中日本高速道路株式会社
	東京電力株式会社		西日本高速道路株式会社
	北陸電力株式会社		阪神高速道路株式会社
	中部電力株式会社		本州四国連絡高速道路株式会社
	関西電力株式会社	貨物運送	日本通運株式会社
	四国電力株式会社	空港管理	成田国際空港株式会社
	中国電力株式会社		関西国際空港株式会社
	九州電力株式会社		中部国際空港株式会社
ガス	沖縄電力株式会社	金融	日本銀行
	電源開発株式会社	報道	日本放送協会
	日本原子力発電株式会社	通信	日本電信電話株式会社
	東京瓦斯株式会社		東日本電信電話株式会社
	大阪瓦斯株式会社		西日本電信電話株式会社
鉄道	東邦瓦斯株式会社		KDDI株式会社
	北海道旅客鉄道株式会社	郵便	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
	東日本旅客鉄道株式会社		エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
	東海旅客鉄道株式会社		郵便事業株式会社
	西日本旅客鉄道株式会社		郵便局株式会社
	四国旅客鉄道株式会社	※この他、独立行政法人が指定されている。	
	九州旅客鉄道株式会社		
	日本貨物鉄道株式会社		

※地方指定公共機関としては、医師会、歯科医師会、薬剤師会、バス協会、トラック協会などが指定されている例がある。

国及び地方公共団体の行動計画について【法第6～8条】

国として整合性ある対策の実施を確保するよう、国・地方公共団体は、行動計画を作成・公表

	国	都道府県	市町村
行動計画に規定する主な事項	対策の実施に関する基本的な方針 国が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザに変異するおそれが高い動物のインフルエンザの海外及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集 ・新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供 ・国内初発の場合における現地対策本部による対策の総合的な推進 ・検疫、登録事業者の従業員等に対する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・医療の提供体制の確保のための総合調整 ・生活関連物資の価格の安定のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置	対策の総合的な推進に関する事項 都道府県が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査 ・新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供 ・感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置 ・物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 ・その他必要と認めるもの	対策の総合的な推進に関する事項 市町村が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供 ・住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 ・その他必要と認めるもの
	登録事業者の従業員等に対する特定接種に係る登録の基準に関する事項		
	都道府県行動計画及び指定公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項	市町村行動計画及び指定地方公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項	
	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
	地方公共団体やその他の関係機関相互の広域的な連携協力の確保に関する事項	他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項	他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
手続	・閣議 ・国会報告	・必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取 ・内閣総理大臣に報告、必要な場合は助言・勧告	・必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取 ・都道府県知事に報告、必要な場合は助言・勧告

新型インフルエンザ等対策の実施に係る体制について【法第15～26条、34～37条】

- 国として整合性ある対策を効果的に実施するため、国及び地方公共団体に対策本部を設置
- 国及び都道府県は新型インフルエンザ等の発生時に設置【都道府県は、政府対策本部設置以前の任意設置可（法律に基づく対策本部ではない）。政府対策本部設置後は、海外発生期（国内未発生）でも47都道府県で設置】
- 市町村は緊急事態宣言以降に設置【それ以前の時点での任意設置可（法律に基づく対策本部ではない）。宣言以降は、緊急事態措置を実施すべき区域に入っていない市町村も、事前準備・対策推進のために設置】

政府対策本部（閣議決定）

指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関が、基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 基本的対処方針の策定、公表
- 新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等

政府対策本部長
(内閣総理大臣)

政府対策副本部長
(国務大臣)

政府対策本部員
(本部長・副本部長以外の全国務大臣)

都道府県対策本部

都道府県、市町村、指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 都道府県内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等
- 国又は指定公共機関に対する職員派遣要請

都道府県対策本部長
(都道府県知事)

都道府県対策副本部長
(本部員から知事が指名)

都道府県対策本部員
(副知事、教育長、警視総監又は警察本部長、(特別区消防長)、知事に任命された都道府県職員)

市町村対策本部

市町村が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 市町村内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等

市町村対策本部長
(市町村長)

市町村対策副本部長
(本部員から市町村長が指名)

市町村対策本部員
(副市町村長、教育長、消防長又は消防吏員、市町村長に任命された市町村職員)

○○都道府県新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第一条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第二十六条の規定に基づき、○○都道府県新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第二条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。
3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。
4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、都道府県の職員のうちから、知事が任命する。

（会議）

第三条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。
2 本部長は、法第二十三条第四項の規定に基づき、国の職員その他都道府県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第四条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。
2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
3 部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第五条 前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

○○市区町村新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第一条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第三十七条において準用する法第二十六条の規定に基づき、○○市区町村新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第二条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。
2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。
3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。
4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市区町村の職員のうちから、市区町村長が任命する。

(会議)

第三条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。
2 本部長は、法第三十五条第四項の規定に基づき、国の職員その他市区町村の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第四条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。
2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第五条 前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

行動計画と基本的対処方針について

行動計画について

- 新型インフルエンザ等の発生に備え、新型インフルエンザ等の発生前（平時）に、政府、都道府県、市町村が、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を定めるもの。
- 実際に発生する新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウイルスの特徴などを予測することは不可能であるため、病原性の高い新型インフルエンザへの対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すもの。

基本的対処方針について

- 新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部長が、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として実際に講じる対策についての基本的な方針を定めるもの。
- 発生した新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウイルスの特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、具体的に実施すべき対策を選択し決定する。
- 新型インフルエンザ等の発生時、都道府県・市町村対策本部は、政府対策本部長が定める基本的対処方針及びその行動計画に基づき、対策を実施。

検疫のための停留施設の使用、航空機等の運航の制限の要請 【法第29条、第30条】

新型インフルエンザ等発生当初の水際対策について、以下の措置を講じることができるようとする。

※ 水際対策については、ウイルスの侵入を完全に防ぐためのものではないとの前提に立った上で、ウイルスの病原性や感染力、海外の状況等を勘案して合理的な範囲で実施(合理性が認められなくなった場合には措置を縮小)。健康監視の対象者についても、発生時の状況に応じて判断。

1 停留施設の使用等

- 厚生労働大臣は、外国で新型インフルエンザ等が発生した場合に、検疫を適切に行うため必要があるときは、検疫実施のための海空港を集約することができる(検疫を行う港及び飛行場(特定検疫港等)を定めることができる)。
- 検疫所長は、検疫をされるべき者が増加し、停留を行うための施設の不足により停留を行うことが困難であると認められる場合において、検疫を適切に行うため必要があり、特定検疫港等周辺の施設の管理者が正当な理由がないのに同意等をしない、又は管理者の所在が不明であるため同意等を求めることができないときは、同意等を得ないで、当該施設を使用することができる。

2 航空機等の運航の制限の要請

- 政府対策本部長は、厚生労働大臣から、上記1の措置を講じても停留を行うことが著しく困難で、新型インフルエンザ等の病原体が国内に侵入することを防止できないおそれがあるとの報告があり、緊急の必要があると認めるときは、国際的な連携を確保しつつ、内部に発生国内の地点から乗り込んだ者がいる航空機等の運航を行う事業者医対し、来航を制限するよう要請することができる。

新型インフルエンザ等緊急事態宣言について ①【法第32条】

政府対策本部長は、「新型インフルエンザ等緊急事態」が発生したと認めるときは、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行い、この宣言以降、解除まで緊急事態措置を講じることができる。

1 「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件

新型インフルエンザ等(国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件①に該当するものに限る。)が国内で発生し、当該疾病の全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして、政令で定める要件②に該当する事態

政令で定める要件については、たとえば、以下のものを想定。今後、専門家等の意見を踏まえ検討。

【要件①(案)】

- ・発生した新型インフルエンザ等のウイルスの病原性が高い場合
- ・海外で発生した新型インフルエンザの臨床例の集積により、通常のインフルエンザとは異なる重症症例(多臓器不全、ウイルス性肺炎、脳症など)が多くみられる場合

【要件②(案)】

- ・確認された患者が多数の人に感染させる可能性のある行動をとっていたなど多数の患者が発生する蓋然性が見込まれる場合

新型インフルエンザ等緊急事態宣言について ②

2 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の内容

政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示をする。

○新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間(2年を超えない期間。ただし、1年延長可能)

- ・実際に設定する期間については、発生時に、新型インフルエンザ等の病原性の程度や流行状況等を総合的に勘案し、専門家の意見を聴いて決定。

○新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域

- ・実際に設定する区域については、発生時に、新型インフルエンザ等の流行状況や社会的混乱状況の広がり等を総合的に勘案し、専門家の意見を聴いて決定。
- ・区域の最小単位は原則として都道府県の区域を想定。2～3回に分けて日本全国を指定する場合や、離島など都道府県内的一部を指定することも考えられる。

○新型インフルエンザ等緊急事態の概要

- ・新型インフルエンザ等の発生状況(患者が確認された地域、患者数等)、ウイルスの病原性、症状、感染・まん延防止に必要な情報などを公示することを想定。

3 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の解除

政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をする。

感染を防止するための協力要請等について【法第45条】

新型インフルエンザ等緊急事態において、感染拡大をできるだけ抑制し、社会混乱を回避するため、以下のような措置を講じる。

1 不要不急の外出の自粛等の要請

- 都道府県知事は、緊急事態において、住民に対し、期間と区域を定めて(※)、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことを含め、感染防止に必要な協力を要請することができる。

(※)潜伏期間、治癒までの期間及び発生状況を考慮して定めることとなるが、具体的な運用については、政府対策本部の基本的対処方針で統一的な方針を示す予定。期間については、発生初期などに1～2週間程度を目安に実施することを想定。区域については、患者の発生状況や地域の社会経済的なつながり等を勘案して都道府県知事が判断(都道府県内のブロック単位等)。

2 学校、興行場等の使用等制限等の要請等

- 都道府県知事は、緊急事態において、期間を定めて、学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設(注1)の管理者又はそれらの施設を使用して催物を開催する者に対し、施設の使用の制限等の措置(注2)を講ずるよう要請することができる。

(※)具体的な運用については、政府対策本部の基本的対処方針で統一的な方針を示す予定。

注1 「施設」の具体的な内容は、今後政令で規定。人の接触状況(利用人数、施設の大きさ)等を考慮。

注2 「措置」の具体的な内容は、今後政令で規定。施設の使用制限・停止のみならず、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策の実施の協力を含む。

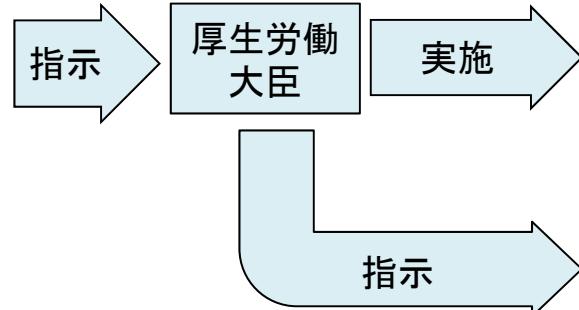
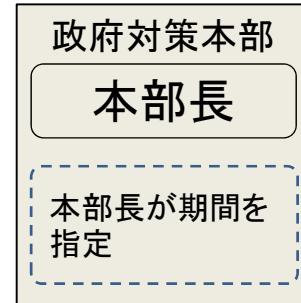
- 上記の場合において、正当な理由がないのに要請に応じないときは、要請を行った都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延防止等のために特に必要があると認める場合に限り、施設の使用の制限等を指示することができる。(罰則なし)

- 要請・指示を行ったときは、その旨を公表する。

特定接種及び住民に対する予防接種について【法第28条、46条】

特定接種(対象...登録事業者の従業員等)

※プレパンデミックワクチン又はパンデミックワクチン(プレパンデミックワクチンが有効でない場合)の接種。登録事業者の登録基準は政府行動計画において明示



- 登録事業者(医療提供業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、厚生労働大臣の登録を受けているもの)の従業員等に対する特定接種の実施
 - 対策に従事する国家公務員に対する特定接種の実施
- ※ 登録事業者、都道府県、市町村は接種や登録に協力(※)

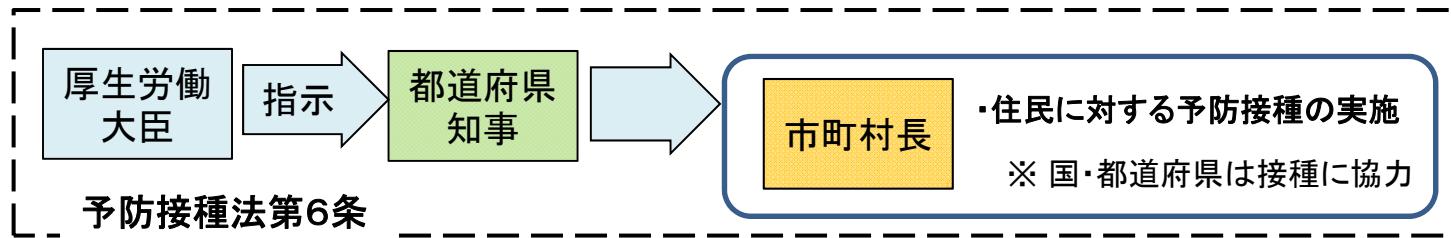
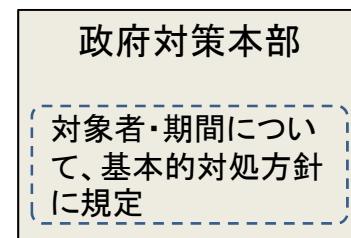


- 対策に従事する地方公務員に対する特定接種の実施

※ 登録事業者の選定・登録、接種場所(接種実施医療機関)の確保・委託事務、接種対象者(事業者)との連絡調整、ワクチンの流通管理などについて、都道府県や市町村の御協力をいただきたい。詳細については今後検討。

予防接種(対象...住民)

※ パンデミックワクチンの接種



※ 特定接種及び住民に対する予防接種については、行政による勧奨及び被接種者による努力義務を規定。

※ 健康被害救済(予防接種法の一類相当の補償)については、予防接種を行った主体が実施。

特定接種及び住民に対する予防接種の実施の判断について

予防接種については、政府対策本部長が、その実施の可否を検討することとし、以下のようになることが想定される。

〔登録事業者の従業員等に対する特定接種〕

感染症予防法に基づく厚生労働大臣の新型インフルエンザ発生の公表

- 政府対策本部の設置
- 政府対策本部において、ウイルスの亜型や病原性等の情報を踏まえ、速やかに実施の可否を検討
- 政府対策本部長が厚生労働大臣に実施の指示
- 厚生労働大臣が、都道府県知事・市町村長に実施の指示(地方公務員)、登録事業者等に対する接種
※緊急事態宣言前から実施されることが想定される。

〔住民に対する予防接種〕

政府対策本部長による緊急事態宣言

- 政府対策本部が、基本的対処方針を変更し、住民に対する予防接種の対象者及び期間を決定
- 都道府県知事が、市町村長に実施の指示

緊急事態宣言が行われている場合



新型インフルエンザ等対策特別措置法
第46条に基づく接種

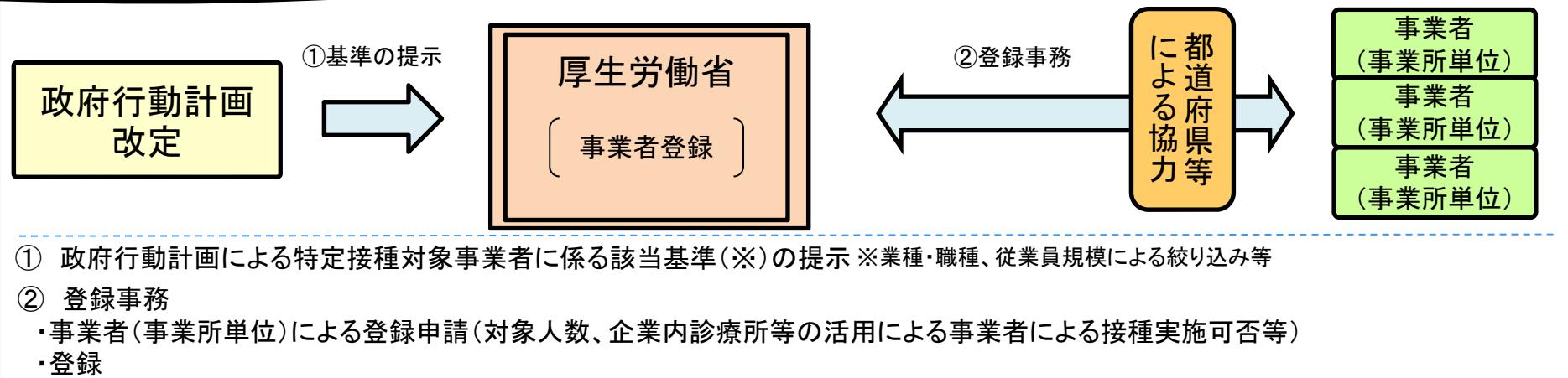
緊急事態宣言が行われていない場合



予防接種法第6条第3項に基づく接種
(新臨時接種)

登録事業者に対する特定接種について(登録の流れと接種のイメージ)

特定接種の対象となる事業者の登録

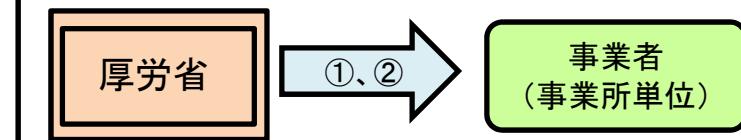


登録事業者に対する特定接種のイメージ

※原則として集団的接種を実施。

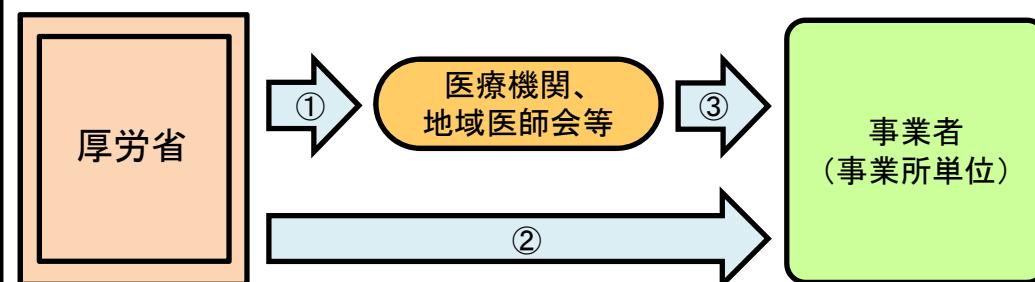
都道府県等による協力

(1) 事業者において接種体制を確保することが可能な場合



- ①協力依頼、委託等
②接種の実施
※事業者は、企業内診療所等を活用し接種。

(2) 事業者において接種体制を確保することが困難な場合



- ①医療機関、地域医師会等への委託
集団接種会場の確保等に係る協力依頼等
②接種日、接種場所の連絡
③接種の実施

都道府県等による協力

特定接種の対象者について

特定接種の対象者については、「新型インフルエンザワクチン接種の進め方について(第1次案)」(平成20年9月18日)において、以下のとおり提示されているところ。
今後、関係者のご意見を踏まえながら検討し、政府行動計画で定める。

カテゴリー	考え方	業種・職種
I 感染拡大防止・被害の最小化に資する業種・職種	発生時、直ちに感染拡大防止に従事する医療機関や水際対策に関わる者、在外邦人の帰国を含む国際輸送に関わる者。 ※感染リスクが高く、早期に接種する必要。	感染症指定医療機関、保健所、救急隊員・消防職員(救急業務等に関わる者)、検疫所・入国管理局・税関、在外公館職員、自衛隊・海上保安官・警察職員(新型インフルエンザ対策に従事する者)、停留施設(宿泊施設)、国際航空、空港管理、外航海運
II 新型インフルエンザ対策に関する意思決定に携わる者	危機管理を含め、状況の変化に応じた適切な新型インフルエンザ対策を講じるための意思決定に携わる者。	首相・閣僚等、国・地方自治体の新型インフルエンザ対策の意思決定に関わる者等
	国民の生命・健康の維持に関する業種・職種	患者・障害者等のため、医療・介護サービスを確保。 ※ 感染拡大につれ、感染症指定医療機関以外の医療機関も患者を受け入れるようになるため、その従事者は感染リスクが高い。
	国民の安全・安心に関わる業種・職種	国会議員・地方議会議員、警察職員、報道機関、通信事業、法曹関係者、矯正職員等
III ライフライン維持に関わる業種・職種	2か月にも及ぶ流行の波の期間中、国民の最低限の生活を維持するため、公共サービスを始めとしたライフラインの維持に関わる事業者等の機能を維持。	電気・原子力・ガス・石油、熱供給事業、水道関連事業、郵便、航空、空港、水運、鉄道、道路旅客・貨物運送、道路管理、倉庫、運輸附帯サービス、食料品・生活必需品の製造・販売・流通、金融、情報システム、火葬・埋葬、廃棄物処理、国家・地方公務員(最低限の生活維持に不可欠な事務事業に携わる者)

医療関係者による協力を確保するための枠組みについて ①

- 医療従事者や医療施設に係る各種の措置を組み合わせることにより、地域の医療提供体制を構築・維持。
- 発生時に医療従事者等の必要な協力が得られるよう、都道府県行動計画の策定段階から関係者の意見を十分に踏まえていただくよう配慮されたい。

1 医療機関に係る措置(指定(地方)公共機関、登録事業者)

- 本法では、指定(地方)公共機関として、医療業務を行う法人が指定されることとしている。指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時に、その業務について対策を実施する責務を有する。また、都道府県対策本部長の総合調整・指示権の対象となる。(法第3条第5項、第24条第1項、第33条第2項)
- さらに、小規模な診療所など、指定(地方)公共機関として指定しないものについても、新型インフルエンザ等の医療のためのものに限らず、特定接種に係る事前登録を行うことが想定され、その場合、登録事業者として業務を継続する責務を果たすことが求められる。(法第4条第3項)
- なお、公立医療機関については、指定(地方)公共機関となるものではないが、地方公共団体の行動計画において、その機能・活動を位置付け、新型インフルエンザ等の発生時においても医療の提供を継続することが考えられる。

2 医薬品等製造販売業者等に係る措置

- 医薬品等製造販売業者等については、指定(地方)公共機関となった場合、新型インフルエンザ等の発生時に、その業務について対策を実施する責務を有する。また、都道府県知事は、総合調整・指示権を行使できるほか、医薬品等の配送要請・指示を行うことができる。(法第3条第5項、第24条第1項、第33条第2項、第54条第2項、3項)
- 指定(地方)公共機関でない医薬品等製造販売業者等、薬局等についても、特定接種に係る事前登録を行う場合があることが想定され、その場合、登録事業者として業務を継続する責務を果たすことが求められる。(法第4条第3項)

医療関係者による協力を確保するための枠組みについて ②

3 医療関係者への医療等の実施の要請等

- 都道府県知事は、医師、看護師等の医療関係者に対し、場所、期間その他の必要な事項を示して、新型インフルエンザ等の患者(疑い患者を含む)に対する医療や特定接種・予防接種を行うよう要請することができる。(法第31条第1項、第2項、第46条第6項)
※ 医療機関に対してではなく、医師等の個々の医療従事者に要請。運用方法等については追ってお示しする予定。
- 正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、医療関係者に対し、医療又は予防接種を行うべきことを指示することができる。(法第31条第3項)
- 要請に応じ、又は指示に従って、患者に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡したり、疾病にかかったりしたときは、都道府県知事は、その損害を補償しなければならない。(予防接種の実施の要請・指示を受けた医療関係者は補償の対象外)(法第63条)
※ 今後、政令等で、要請・指示の対象となる医療関係者の範囲、損害補償の内容・水準等を定める予定。

4 臨時の医療施設における医療の提供等

- 都道府県知事は、区域内において医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、都道府県行動計画で定めるところにより、臨時の医療施設を開設し、医療を提供しなければならない。(法第48条第1項)
- 臨時の医療施設については、医療法、消防法、建築基準法、景観法による技術的基準の規定を適用しない。(法第48条第3～5項)
- 施設開設に必要な場合には、土地、家屋又は物資の所有者等の同意を得て、土地等を使用することができます。正当な理由がないとき又は所在不明のため同意を求めることができないときは、同意を得ずして使用することができる。(法第49条)
- 既存の医療施設について、緊急事態における医療提供を行うために病床数等を変更する場合には、医療法の許可を不要とし、変更内容の届出でよいこととする。(法第48条第6項、第7項)

緊急物資の運送、特定物資の売渡し要請等について 【法第54条、第55条】

1 緊急物資の運送等(法第54条)

- 国の(地方)機関の長又は都道府県知事は、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、緊急物資の運送を要請することができる。【※場所・期日を併せて指定】
- 国の(地方)機関の長又は都道府県知事は、医薬品の販売業者等である指定(地方)公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請することができる。【※場所・期日を併せて指定】
- 正当な理由がないのに要請に応じないときは、要請を行った都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため特に必要があると認める場合に限り、輸送又は配送を指示することができる。

2 特定物資の売渡しの要請等(法第55条)

- 都道府県知事は、医薬品や食品等(※)について、所有者に対し、売渡しを要請できる。
- 上記の場合において、正当な理由がないのに要請に応じないときは、要請を行った都道府県知事は、特に必要があると認める場合に限り、収用することができる。
- 緊急措置を実施するに当たり、医薬品や食品等(※)を確保するため緊急の必要があるときは、事業者に保管を命ずることができる。

※ 物資の範囲については政令で規定。

※ 緊急の必要があるとき又は都道府県から要請があったときは、国も実施可能。

埋葬及び火葬の特例等について 【法第56条】

1 埋葬及び火葬の手続の特例

○ 厚生労働大臣は、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難な場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、墓地、埋葬等に関する法律の手続の特例を定めることができる。

【想定している特例】

- ①死亡届出受理市町村以外の市町村でも、死亡診断書等により埋葬・火葬の許可を可能とする。
- ②市町村による埋葬・火葬の許可がない場合でも、墓地・火葬場の管理者による一定の手続(死亡診断書等の確認が必要)のもと、埋葬・火葬の実施を可能とする。

2 緊急時の埋葬又は火葬の実施

○ 一時期に集中して死亡者が発生する等により、火葬能力の限界を超える事態に備え、都道府県知事は、埋葬又は火葬を行おうとする者が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、埋葬又は火葬を行わなければならない。

申請期限等の延長等、物資の価格安定及び政策金融について【法第57～第61条】

1 行政・民事上の申請期限・履行期限の延長等(法第57条、第58条)

- 行政上の権利利益に係る満了日の延長、期限内に履行されなかった義務に係る免責、金銭債務の支払猶予等の措置を創設。
※ 国民保護法においても同様の規定があり、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」を適用し、例えば運転免許証の満了日の延長など行政上の権利利益に係る延長等を規定。

2 生活関連物資等の価格の安定(法第59条)

- 指定（地方）行政機関又は地方公共団体の長は、価格の高騰・買占め・売惜しみによる供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、政府行動計画（都道府県行動計画、市町村行動計画）で定めるところにより、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」や「国民生活安定緊急措置法」等に基づく適切な措置を講じなければならない。
※ 災害対策基本法や国民保護法においても同様の規定あり。

3 政策金融の実施等(法第60条、第61条)

- 政府関係金融機関等は、償還期限・据置期間の延長や利率の低減等の適切な措置を講ずるよう努める。
- 日本銀行は、通貨・金融の調節、金融機関間の資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講じなければならない。
※ 災害対策基本法や国民保護法においても同様の規定あり。

新型インフルエンザ等対策特別措置法における費用負担

1 地方の費用負担

○ 住民に対する予防接種：パンデミックワクチンの接種。全国民向け

- ・実施主体：市町村
- ・費用負担割合：原則 国1/2 都道府県1/4 市町村1/4
※予防接種法の新臨時接種並び ※国費の嵩上げ措置あり ※健康被害救済についても同様

○ 登録事業者の従業員等への特定接種：プレパンデミックワクチンの接種

- ・実施主体：国家公務員・民間事業者は国、地方公務員（都道府県職員）は都道府県、地方公務員（市町村職員）は市町村
- ・費用負担割合：実施主体が全額負担 ※健康被害救済についても同様

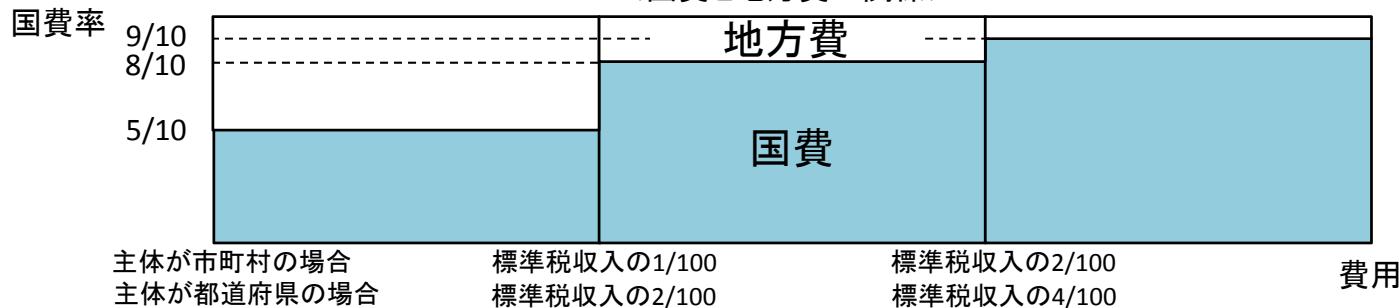
○ その他（臨時の医療施設における医療提供、医療関係者の損害補償、埋葬・火葬 等）

- ・実施主体：都道府県
- ・費用負担割合：原則 国1/2 都道府県1/2
※国負担は災害救助法並び ※国費の嵩上げ措置あり

※ 国負担の嵩上げ規定

- ・新型インフルエンザが全国的にまん延し短期間に数十万人規模の死者が発生しうるという点で大規模災害と類似。
- ・災害救助法を踏まえ、地方団体の財政力に応じて嵩上げを行う（複数年度通算。市町村が実施主体の場合は地方費の1/2を都道府県が負担）。

＜国費と地方費の関係＞



2 地方負担に対する規定

国は、1のほか、予防接種の実施その他新型インフルエンザ等緊急事態への対応に伴って地方が支弁する費用に対し、必要な財政上の措置を講じるものとする。

新型インフルエンザ等対策特別措置法における罰則 【法第76～78条】

条 文	対 象 者	罰 則
第 7 6 条	特定都道府県知事、指定（地方）行政機関の長の保管命令（法第55条第3項、第4項）に従わず、特定物資を隠匿し、損壊し、廃棄し、又は搬出した者	六月以下の懲役 又は三十万円以下 の罰金
第 7 7 条	特定都道府県知事、指定（地方）行政機関の長による土地、家屋、物資又は特定物資の立入検査（法第72条第1項、第2項）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は必要な報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者	三十万円以下の 罰金

※法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第76条又は第77条の違反行為をしたときは、行為者のほか、その法人又は人も罰する。（法第78条）

今後のスケジュール(予定)

※現時点の予定であり、今後変更がありうる。

24年6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

25年1月～

春

国

都道府県担当課長会議の開催

検討会議(仮称)の設置

※地方公共団体関係者も参加

検討会議(仮称)中間とりまとめ

法律の施行

※施行日は事前にお知らせする予定
政省令・施行日政令の公布

ガイドラインの策定
政府行動計画の策定

(都道府県等の協力を得て)
特定接種の登録事務の開始

※市町村行動計画の策定

都道府県行動計画の策定

指定地方公共機関の指定



政令、行動計画の内容等に関する検討

都道府県
市町村

※は市町村

市町村説明会の開催



※市町村対策本部条例の制定
都道府県対策本部条例の制定